

## 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に関する意見募集で寄せられた御意見について

- 意見募集期間：平成 30 年 4 月 28 日（土）～平成 30 年 6 月 1 日（金）
- 意見提出総数：1 件（提出意見数は、意見提出者数としています。）

個人 1 件

	意見提出者
1	個人

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	該当箇所	案に対する意見 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
	様式第7(第2条第1項関係)及び様式第12(第2条第1項関係)	<p>以下、意見を行う。</p> <p>様式について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;様式第8の3(第2条第1項関係)</li> <li>&gt;電気通信役務契約等状況報告</li> <li>&gt;卸元事業者名簿</li> </ul> <p>には事業者の法人番号記載欄(様式右上部)があるのに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;様式第7(第2条第1項関係)</li> <li>&gt;電気通信役務契約等状況報告</li> <li>&gt;プラン別契約数等</li> </ul> <p>及び</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&gt;様式第12(第2条第1項関係)</li> <li>&gt;電気通信役務契約等状況報告</li> <li>&gt;契約数</li> </ul> <p>には事業者の法人番号記載欄(様式右上部)が無いのが多少気になった。同時に提出される書類に法人番号が記載されているのでこれらの様式には改めて記述を行わせない、というのであれば不可ではないのであるが、基本として法人番号は書面に記載を行わせるべきであり、また事業者名とともに行われるのが適切であると思われるので、もし過去行った訂正で様式の修正に漏れていた部分があるという様な事情によってこうなっているのであれば、上記の様式の下2つについて法人番号記載欄を追加すべきであると考え。(なお、もし漏れによってこの様な事態となっているのであればの話であるが、この省令に関して他にも様式があるのであれば、一応一度全てに目を通して法人番号記載欄があるかどうかを確認しておくべきであると考え。)</p> <p>意見は以上である。【個人】</p>	<p>事業者数の的確な把握等に資するために法人番号を把握することが必要な様式のみ、右上部へ法人番号の記載を求めているものです。</p>	なし